

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

社長はルールを敗れ...!

私たちTEAM横総が中心になり、ある業界団体と連携して、その業界の新規開業予定者をワンストップで一括サポートする「開業支援パック」を立ち上げる新規プロジェクトが進行中です。

開業希望者に... 開業予定地の競合状況や市場規模等の市場調査、事業計画・資金計画と資金調達のサポート、ブランディングのためのミッションや方針の作成とこれを明示するためのロゴマークや会社案内、名刺やクレド、チラシ等の差別化戦略サポート、事業所の設計・備品や機器の調達サポート、賠償保険や火災保険・生命保険の加入アドバイス、会社設立を含む税務・財務サポート、社員採用や労務管理等に関する労務サポート、得意先管理に関するソフトの導入... 等々のサービスをそれぞれの士業や業者さんのネットワークタグを組み、ワンストップで提供しようとするサービスです。

そのために、コンサル会社やデザイン会社、内装業者、機材業者、保険会社、社会保険労務士、ソフトメーカー等々とのネットワークの構築と、バランスとバリューのある価格交渉、全体の流れの仕組み作り、パックを紹介したパンフレットの作成等々の準備が必要になります。プロジェクトリーダーのNは利益度外視でTEAM全体の未来を創るために相当の時間を割いて、その交渉を進めています。

● 社長にしかできないこと

そんな中で感じたことがありました。ある業者さんの担当者と打ち合わせをしたところ、「価格は会社の価値を下げられない」「発注書がないと仕事を請けられない」等々... これから試行錯誤、手探りで、仕組みを作りながら新規サービスを開拓して行こうという状況の中で、あまりにも画一的、目先の利益優先、既存のルール準拠の、傍観者的な意見しかいただけませんでした。

そこで、その業者さんの社長に連絡を取り、「外注先としてお話しているのではなく、新規のプロジェクトを創る仲間としてお声掛けしています。主体的な立場で将来的な投資を意識して参加していただくことは可能ですか？」とお話をしました。するとすぐに社長が来所され、新規プロジェクトの立ち上げ支援を意識した特別価格や特別商品、まずは勢いとスピード感を優先した業務の進め方について積極的・主体的な仲間としての立場からの回答をいただきました。感謝です。

● 夢の大きさがすべてを決める

社員は社内で決められた「**ルールに従う**」という立場にいます。ですから、既存のルールに従った回答しかできないのも仕方のないことなのかもしれません。これに対して管理職と呼ばれる幹部の役割は効率的に仕事を処理するための「**ルールを作る**」ことにあります。そして、トップに立つ経営者は経営環境に対応して組織を革新するするために「**ルールを破る**」役割を担っているのだと思います。もし、社長が社員同様に近視眼的な判断しかできないとしたら... それは、明確なミッションやビジョンという芯を持ち合わせず、長期的・多面的な思考と判断力が欠如していることの表れだと思います。そんな会社には未来はありません。

リーダーのNから「他の一社からは担当者、社長揃って、そんな価格でやったことないので無理との一方的な回答がありました」との報告を受けました。悲しいかな、明日を創る夢や勇気も、リスクを背負う共創意識も、未来を創るパワーも無い会社なのかもしれません。何のために仕事をしているのでしょうか？

改めて、社長の役割とは... 「目の前の戦術や手法や目標しか目に入らない社員を、夢を基盤としたミッションやビジョンや戦略という高い視点から正しく決断し導くこと」だと気づかされる出来事でした。

◆ふるさと納税について

「ふるさと納税」は、平成20年税制改正により創設された制度で、平成20年1月1日以後に支出される寄附金について、所得税及び住民税において控除される制度です。

● ふるさと納税の概要

「ふるさと納税」とは、都道府県や市区町村に対して寄附（ふるさと納税）を行った場合、寄附金のうち一定の上限まで、原則として所得税・住民税から全額が控除される制度です。この規定の適用を受けるためには、寄附を行った翌年に確定申告を行うことが必要です。

● 「ふるさと納税」の「ふるさと」とは？

「ふるさと納税」とは、ふるさとへの寄附金のことをいい、個人が2千円を超える寄附を行った場合、所得税と住民税から一定の控除を受けることができる制度です。

ここでいう「ふるさと」は、出身地に限らず、出身地以外でも「過去にお世話になった場所」や「個人的に応援したいふるさと」など、自由に選ぶことができます。

通常、都道府県または市区町村に対する寄附金に対しては、2千円を越える部分の10%相当額が住民税から控除されますが、ふるさと納税の適用を受ける場合には、下記により計算した額（ふるさと納税としての特例控除額）を加算した金額（その金額が所得割額を超えるときはその所得割額が限度）が控除額とされます。なお、都道府県民税の特例控除額は下記により計算した金額の5分の2相当額となり、市区町村民税の特例控除額は下記により計算した金額の5分の3相当額となります。

（都道府県または市区町村に対する寄附金の額の合計額－2千円）×割合

つまり、都道府県・市区町村に対するふるさと納税のうち2千円を超える部分で、所得税と住民税（基本分）で控除されなかった部分が、ふるさと納税として控除されるということになります。

例えば、課税総所得金額600万円の方が5万円のふるさと納税を行った場合、所得税と住民税のそれぞれで控除される金額は下記の通りとなります。

所得税：(5万円－2千円) × 20% (課税総所得金額600万円に対する税率) = 9,600円

住民税（基本分）：(5万円－2千円) × 10% = 4,800円

住民税（特例分）：(5万円－2千円) × (100%－10%－20%) = 33,600円

所得税と住民税あわせて48,000円の税金が減額されることとなりますが、5万円のふるさと納税を行った場合には、下記の通りそれぞれが負担するということとなります。

寄附した本人：2,000円

国：9,600円

地方公共団体：4,800円＋33,600円＝38,400円

● ふるさと納税の改正について

ふるさと納税を行う際、2千円を除いた全額が控除される限度額である「ふるさと納税枠」が、約2倍に拡充されました（平成27年1月1日以降のふるさと納税より適用）。

また、確定申告を要しない給与所得者等が寄附を行う場合に、ワンストップで控除を受けることができる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。この特例の適用を受けようとする場合には、下記の要件を満たす必要があります。

1. 平成27年4月1日以後に行われる寄附であること
 2. 5団体を越える都道府県もしくは市区町村に対する寄附でないこと
- ご不明な点がございましたら担当者までご相談下さい。

★ 自分の可能性を信じるための... 私のノートの一ページ

この事務所ニュースの5ページ目の「今月の一言」は、私が本や講演やお客様のお話の中から「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことを書きとめたノートの中から毎月抜き出しています。

書き込んだ時には、まだ浅い気づきしかなかった言葉が、経験を積む中である日突然グサッと心の真ん中に落ちてくることや、いつの間にか身体の中を通して自分自身そのものになっている物や、いつ見返しても反省し勇気を奮い立たせてくれるもの... そんな大切な言葉の綴られたノートの、一番最初に、20年前から閉じられている一枚の写真をお見せします。

ヤンキースのジム・アボット投手が1993年の9月4日にノーヒット・ノーランを達成したときの朝日新聞のPHOTOニュースです。彼は生まれつき右手首から先がありません。右手首から先が無いのにプロ野球選手になろうと決めた！それだけでも驚愕に値するのに、彼は本当にその夢を叶え、さらにはノーヒット・ノーランという偉業を成し遂げたのです。

この写真を見返すたびに...

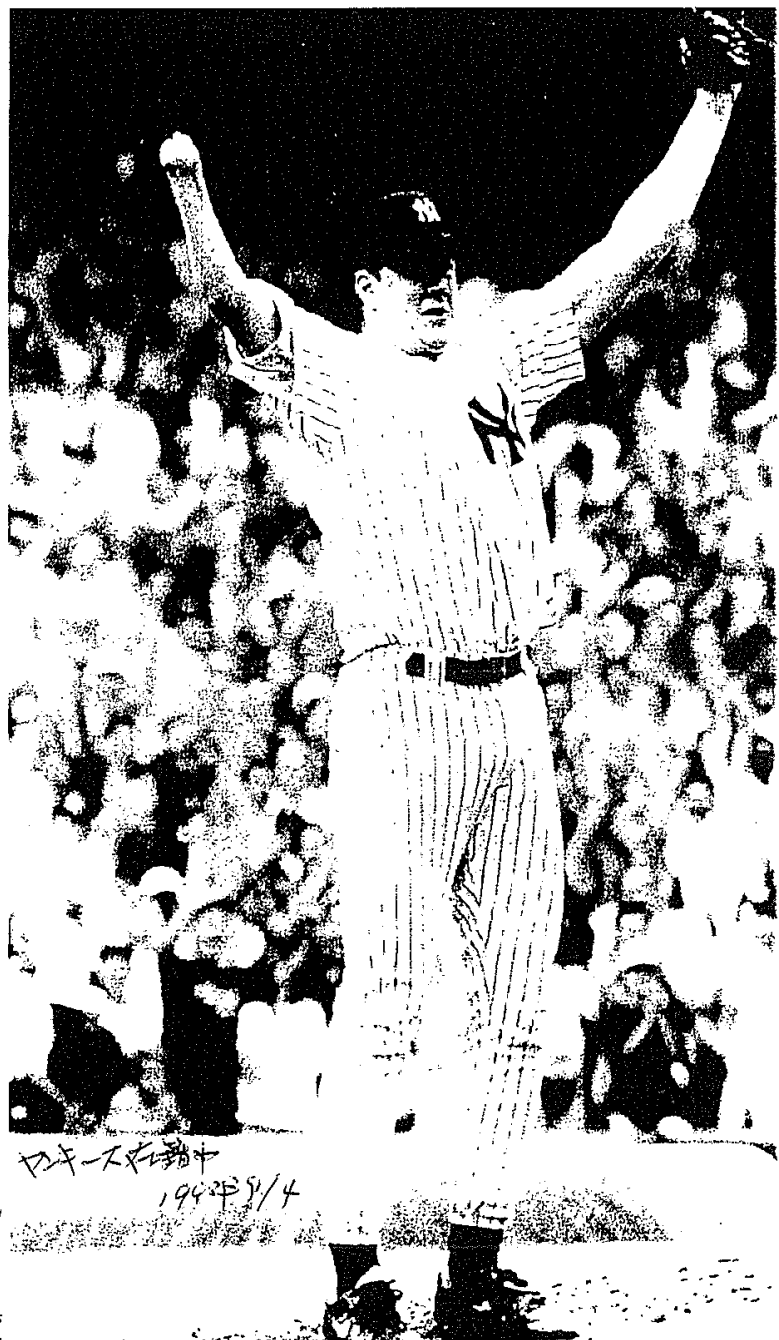
否が応でも自分の可能を信じられない自分や、最初から夢を諦めようとする自分や、言い訳を繰り返して逃げ出そうとする自分と向き合わざるおえませんでした。何度、弱くて情けない自分に気づき、奮い立たせられたか分からない大切な一枚の写真です。

「人生は出会いで決まる」という言葉は私の座右の銘ですが、人は出会いによってのみ、自分の価値観が大きく変化して成長するきっかけを得ます。

ジム・アボットという人との出会いに感謝。そして私を取巻くすべての人との出会いに感謝したいと思います。

大リーグ五年目 片腕の快投

米大リーグ、ヤンキースのジム・アボット投手(三)は四日、インディアンス戦でノーヒット・ノーランを達成。生まれつき右手首から先がない障害を持つアボットは初の快挙で、客か、こい、送た。し、成を、チ、



★ 悩める相続第2弾！

「相続ケーススタディ第2弾」をお送りいたします。今回は「相続人の中に判断能力が十分でない人がいる場合」です。

● 母は認知症

Aさんは父を亡くしました。遺言が残されていなかったため、遺産の分割方法について母と話し合っ
て決めなければならないのですが、母が認知症で話し合える状況にはない場合はどうしたらよいのでしょ
うか？

超高齢化社会の現代において、財産を相続する人のいずれかが認知症や知的障害、精神障害で判断能力が
十分にないというケースは現実にあります。だからといってその人を参加させずに遺産分割協議をしたり、
取り分を不当に少なくしたりすることは許されません。当然ながら判断能力の不十分な人にも財産を承継す
る権利があります。その相続人を参加させない遺産分割協議は法律的には無効となります。

判断能力が不十分な人が相続人となる場合は誰かが代理人となって本人のために協議に参加する必要が
あります。ここで有効となるのが、「成年後見制度」です。認知症などの人の財産を守るための仕組みです。

● 成年後見制度

家族などが家庭裁判所に申し立てることにより代理人を選任してもらいます。選任された人のことを「後
見人」と呼びます。後見人は、本人に代わり法律行為を全般に行います。

例えば、介護保険の申請や施設入所の契約や預金や不動産などの財産管理などです。遺産分割協議に参
加することも、財産管理上の重要な行為といえます。

● 制度は3段階

本人の判断能力の程度により成年後見制度は「後見・保佐・補助」3段階に分かれます。

判断能力が低いほど、後見人が持つ権利は重くなる仕組みです。最も深刻で判断能力がほとんどない場合
は後見人が財産に関するすべての法律行為を本人の代わりに実行できます。

後見人には子どもなどの親族になる場合が全体の42%（2013年、最高裁判所まとめ）です。仮にA
さんらが、家庭裁判所に成年後見制度の適用を申し立てたとしましょう。Aさんが後見人に選ばれる可能性
があり、選ばれた場合は日ごろの財産管理や契約行為について母のために仕事をします。

ただし、遺産分割協議に限って見ると、家庭裁判所は特別に配慮して、相続人以外の人を代理人に選任し
ます。Aさんも、Aさんの母も、父の相続人であり、相続人が他の相続人の代理人を兼ねると、それぞれの
利益が相反するからです。つまり、家庭裁判所はAさんが財産を多くもらうために母の権利をないがしろに
するのではないかと懸念しているのです。

この場合に家庭裁判所が選任する代理人は「特別代理人」といい、弁護士などの法律専門職が務めるケース
が一般的です。特別代理人が母の代わりに分割協議に参加して、母が受けるべき財産の権利を主張します。
本人の判断能力の程度によっては成年後見制度を利用しないケースもありますが、本人の権利を保護するた
めには成年後見制度の利用が望ましいと考えられます。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

高齢化社会の現代では65歳以上人口の10.2%、約345万人の方
が日常生活に支障を来すような症状・行動や意思の疎通に困難さが
見られる認知症を患っています。

成年後見制度の利用者数も増加しています。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

“ 一生燃焼 … ”

(錦織 圭)

テニスプレーヤーの錦織圭が「座右の銘は」と聞かれて答えた言葉です。
一流とは… 才能に満ち溢れているだけでなく、天職（天命、使命、ミッション）を決めて、それに人生のすべての時間を捧げる覚悟をもって一心不乱で才能を磨いた人をいうの
のかもしれませんがね。才能も無いのに覚悟も中途半端の自分… 反省です（涙）

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じた
ことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 8 5)

- ★ 発疹がでて皮膚科を受診した時のことです。皮膚科を受診するのは十数年振りだったので発疹を治したいのはもちろんですが、何が原因なのかが知りたかったのです。診察を受けて処方される薬の説明を受けているときにアレルギーという単語が出たため、「アレルギーなのですか」と聞いたところ、「そうとは言っていない」との返事。それ以上は聞きづらくて聞けませんでした。色々な原因があって一概には言えないのだと理解しましたが、自分の仕事を振り返り自分は同じような対応をしてはいけなそう思いました。(KARINO)
- ★ 新卒採用に向けて事務所説明会が始まりました。事務所の概要や求める人材については代表の泉から説明しますが、私にも15分の時間があります。限られた時間の中で何を伝えようか考えた結果、この仕事を選んだ経緯や今までやってきたこと、うれしかった体験を話すことにしました。うれしかった体験は経営理念に沿って話しをしています。どんな職業なのかを伝えることは難しいことですが、経営理念の下に仕事をしてる中で、私が泣くほど嬉しかった体験に共感できる人を仲間に迎えたいと思います。(YAMAMOTO)
- ★ 今月は様々な人達から貴重なアドバイスを頂く機会の多い月となりました。マネジメントを立ち上げて8年目、経営することに関して改めて向き合う機会の中で、自身の視野の狭さに気づくと同時に立位置を変えることで見える世界が変化することを感じています。「挑戦するからこそ成功も失敗も存在し、あきらめない失敗の先には成功しかない」経営は、ある一時点で捕らえることなく、継続的に伸びる線をイメージしなければならない。次への飛躍のため私達の仕事の意義を、もう一度考えたいと思います！(TOCHIKURA)
- ★ 春が来て、今年も富士山スカイラインが開通したとのニュースを聞き、連休前の雪の富士山に行ってきました。当分の間は凍結のため夜間通行止とのことなので、土曜日の夕方富士宮口五合目の駐車場まで入り、ウキスキーをちびりちびりと舐めながらキャンプ気分で夕暮れの雲海を眺めていると突然雪が舞って一面真っ白に。イイ歳して車中泊、高校生の頃と何も変わらない自分に呆れますが、今でも青春真っ只中です(笑) 日曜日は予想どおりの紺碧の空の快晴。地球が丸く見える一面の雲海を足元に、六合目からピークまで続く雪の斜面を直登します。九合目でお父さんとザイルを組んだ中学一年生と会いました。「落ちたら大声出せよ」というお父さんの声に真剣な目で最後の急峻な雪壁を見上げる姿は、もう親子ではなく紛れもなく命を繋いだザイル・パートナー。日本で一番天国に近いこの3700mの頂には、下界にはない「本物」と「本質」が溢れていると感じるのは私だけでしょうか？日の出と供に駐車場を出て午前中に山頂を往復し、昼前には横浜に戻り午後は本牧山頂公園をジョギング。久しぶりの「正しい休日の過ごし方」でした(笑) (IZUMI)



TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!

日時：平成27年6月16日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第3回「どう変わる? / マイナンバー制度の導入! ~実務対応を考える~」

講師：税理士法人 横浜総合事務所 COO・パートナー 山本 歩美

日時：平成27年6月18日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 4期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します!

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)日本エスクロー信託

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります